

法律（健康増進法）の改正により、 受動喫煙防止対策を講じることが 義務付けられます。（罰則が適用されることがあります。）



健康長寿のまち・京都



受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこの煙にさらされること）の防止の一層の推進を図るため、**令和2年4月1日**から、改正「健康増進法」（以下、「法律」といいます。）が全面施行されます。

飲食店を管理する立場にある人（管理権原者等）は、受動喫煙を防ぐために、法律に基づき、飲食店に関して適切に措置を講じていただく義務があります。

「受動喫煙ゼロ」に向けて、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

京都市保健所



京都市
CITY OF KYOTO

京都市はSDGsを
支援しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

1 法律で定められていること

●令和2年4月1日 から、 屋内 は「原則として禁煙」

「屋内」とは「外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部」を指します。
これに該当しない場所については、「屋外」と扱います。

としなければなりません。

- 「加熱式たばこ」についても紙巻たばこと同じ取扱いです。
- 喫煙が禁止されている場所に、灰皿等の喫煙器具等を利用できる状態で設置してはいけません。
- 「人の居住の用に供する場所（例：飲食店に併設された自宅部分）」等には、法律の規制は及びません。
- 次の対応を行う場合は、店内で喫煙することができます。

対応	内容等
「喫煙専用室」 を設置する	屋内の一部に「喫煙専用室」を設置することで、その中に限り、喫煙できるようになります。 この中では、 喫煙以外の行為はできません。また、お店の全部分を「喫煙専用室」とすることはできません。
「指定たばこ専用喫煙室」 を設置する	屋内の一部に「指定たばこ専用喫煙室」を設置することで、その中に限り、「加熱式たばこ」のみ喫煙できるようになります。 この中では、 飲食等の喫煙以外の行為もできますが、お店の全部分を「指定たばこ専用喫煙室」とすることはできません。
「喫煙可能室」 を設置する	次のページにある3つの要件を全てを満たす飲食店は、法律上、「既存特定飲食提供施設」と区分され、当面の間、 お店の全部分又は一部を「喫煙可能」とすることができます（「喫煙可能」とする場所のことを「喫煙可能室」といいます。）。 この中では、 飲食等の喫煙以外の行為もできます。

【「既存特定飲食提供施設」の要件】

- (1) **令和2年4月1日時点**で飲食店として営業している。
- (2) **個人経営**又は**中小企業（資本金の額または出資の総額が5,000万円以下（※1））**である。
- (3) **客席（※2）部分の床面積が100㎡以下**である。

※1 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上を有する会社、大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上を有する会社は除きます。

※2 客席とは客に飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。

2 「喫煙専用室」・「指定たばこ専用喫煙室」について

- 「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」を設ける場合は、次の4つのことを必ず守らなければなりません。

- (1) 「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」に、**20歳未満の人を立ち入らせてはいけません（お店の従業員も含まれます。）**。
- (2) お店の喫煙状況が利用者にわかるように、**標識の掲示**により、店内に「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」があることを、**飲食店の主な出入口にわかりやすく示さなければなりません**。また、店内にある「喫煙専用室」，「指定たばこ専用喫煙室」の出入口にも、**標識の掲示**により、**当室が喫煙場所であることや、20歳未満の人は立入禁止である旨を、わかりやすく示さなければなりません**。

なお、「喫煙専用室」又は「指定たばこ専用喫煙室」を廃止したときは、**標識を除去しなければなりません**。



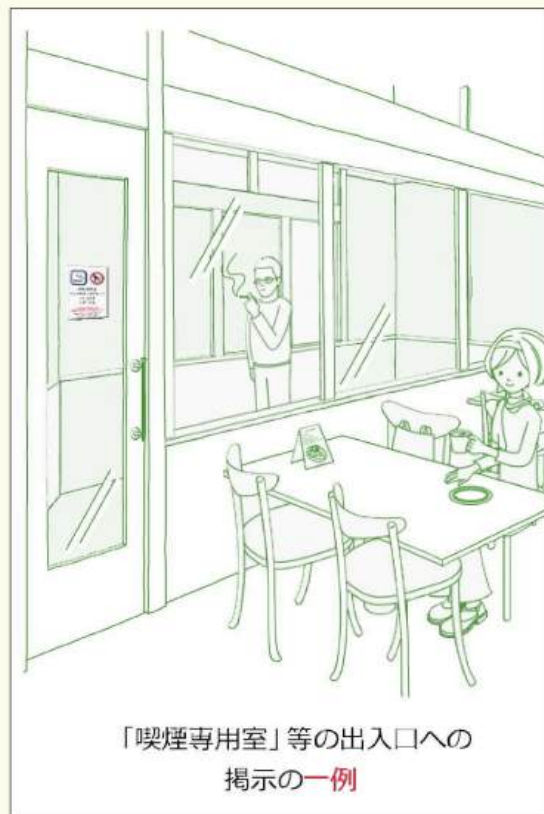
お店の主な出入口に掲示する
標識の一例



「喫煙専用室」等の出入口に掲示する
標識の一例



お店の主な出入口への
掲示の一例



「喫煙専用室」等の出入口への
掲示の一例

- (3) たばこの煙が流れないようにするため、**次の3つの設置基準を必ず満たさなければなりません。**

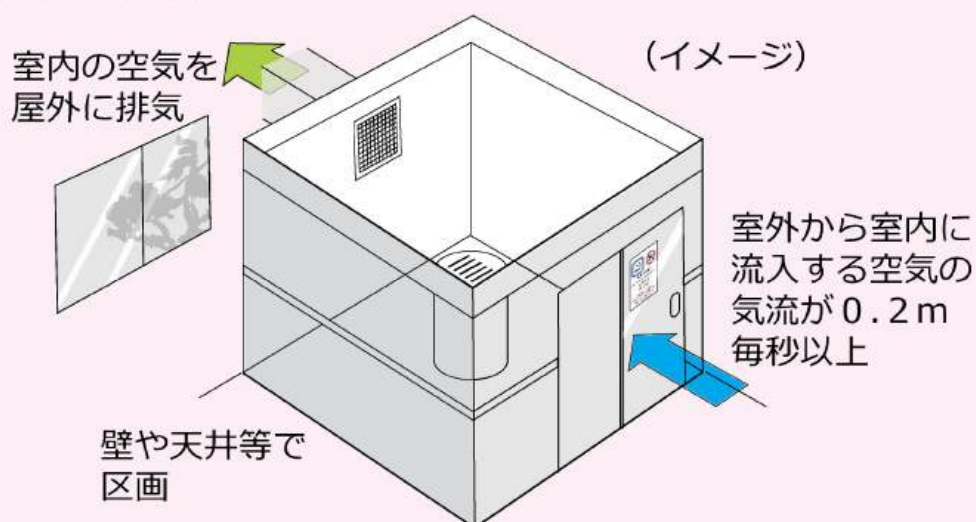
ア 「喫煙専用室」、「指定たばこ専用喫煙室」の出入口において、**室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であるようにすること。**

イ **壁や天井等によって区画**されていること。

※「壁や天井等」＝建物に固定された壁や天井のほか、ガラス窓等も含みますが、たばこの煙を通さない材質、構造のものをいいます。

※「区画」＝出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいいます（たばこの煙が流出するような状態は認められません。）。

ウ 「喫煙専用室」、「指定たばこ専用喫煙室」の空気が、**屋外に排気**されていること。



※ なお、管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記(3)を満たすことができない場合の経過措置制度や、お店が複数階に分かれている場合における階毎に禁煙・喫煙を分ける取扱いに関する基準が別途定められています。詳しくは、本市ホームページ（8ページに記載）を御覧ください。

- (4) 「指定たばこ専用喫煙室」を設置する場合は、ホームページや看板等において、**飲食店の営業に関する広告・宣伝を行う場合、「指定たばこ専用喫煙室」を設置している施設であること**を明らかにしなければなりません。

3 「既存特定飲食提供施設」について

- 「既存特定飲食提供施設」に該当する飲食店は、経過措置として、当面の間、「喫煙専用室」や「指定たばこ専用喫煙室」を設置することなく、店内を「喫煙可能」とすることができます。

「既存特定飲食提供施設」に該当するか否かは、3ページを御確認ください。

- この経過措置により、「喫煙可能」とする場所のことを「喫煙可能室」といい、「喫煙可能室」を設置する場合は、次の5つのことを必ず守らなければなりません。

- (1) 所定の届出書（本市ホームページ（8ページに記載）からダウンロードできます。）により、店舗の名称及び所在地、店舗の管理権原者の氏名及び住所（※1）を本市に届け出なければなりません（※2）。



※1 法人の場合は、店舗の管理権原者の氏名及び住所に代わって、店舗の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の名前を届け出なければなりません。

※2 店舗の所在地の都道府県（保健所設置市、特別区にあっては当該自治体）に届け出ることとされています。京都市内に店舗がある場合は、本市に届け出なければなりません。

◀所定の届出用紙

上記事項に変更があった場合は、変更の事実を証明することができる書類を添えて、その旨を速やかに所定の届出書により本市に届け出なければなりません。

また、「喫煙可能室」を廃止した場合も、その旨を速やかに所定の届出書により本市に届け出なければなりません。

※ 変更の届出、廃止の届出は、設置の届出を行った都道府県等に届け出ることとされています（本市に設置の届出を行っている場合は本市に届け出なければなりません。）。変更又は廃止に関する届出書についても本市のホームページ（8ページに記載）からダウンロードすることができます。

<届出先はこちら>

【京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口】

〒600-8023

京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338

京阪四条河原町ビル7階（株式会社JTB京都支店 内）

※ 届出は上記窓口宛てに郵送でお送りください。

- (2) 「喫煙可能室」に、20歳未満の人を立ち入らせてはいけません（お店の従業員も含まれます。）。

- (3) お店の喫煙状況が利用者にわかるように、**標識の掲示**により、店内に「喫煙可能室」があることを、**飲食店の主な出入口にわかりやすく示さなければなりません**。また、店内にある「喫煙可能室」の出入口にも、**標識の掲示**により、**当室が喫煙場所であることや、20歳未満の人は立入禁止である旨を、わかりやすく示さなければなりません**。

なお、「喫煙可能室」を廃止したときは、**標識を除去しなければなりません**。

※ 本市では、届出があったお店に対して、届出時に「喫煙可能室」の標識を配付しています。



- (4) 次の設置基準を必ず満たさなければなりません。

対応	設置基準
店内の 全部 を「喫煙可能室」とする場合	壁や天井等によって区画されていること。
店内の 一部 を「喫煙可能室」とする場合	「喫煙専用室」等の設置基準と同じ基準。 (※ 5 ページ参照)

- (5) さらに、次のとおりとしていただく必要があります。

やらなければならないこと	内容
書類の備え	「既存特定飲食提供施設」の要件を満たしていることを証明する書類として、店舗図面等の「客席部分の床面積に係る資料」と、会社により営まれている場合は、資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等の「資本金の額又は出資の総額に係る資料」を備え、保存する必要があります。
「喫煙可能室」を設置していることの広告又は宣伝	飲食店の営業に関する広告・宣伝を行う場合は、ホームページや看板等において、「「喫煙可能室」を設置している施設であること」を明らかにしなければなりません。

4 法律違反には指導や命令を行い、改善が見られない場合は罰則が適用されることがあります

- 違反事案に対しては、法律に基づき、管理権原者等に対して、立入検査、指導や助言、勧告や命令等を行う場合があります。
- 命令等を行っても改善が見られない場合等は、罰則（過料）が適用される場合があります。

5 事業者の方への支援制度について

- 国では、事業者の方に対して、受動喫煙防止対策を行う際の支援として、各種喫煙室を設置する際の費用の助成や、税制上の制度を設けています。

詳しいことは、厚生労働省のホームページを御確認ください。
「事業者の皆さんへの財政・税制支援等について」



6 受動喫煙防止対策に関するお問合せの窓口

- 京都市では、受動喫煙防止対策に関するお問合せの窓口を設置しています。御不明な点は、以下までお問い合わせください。

<京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口>

【電話】 075-222-3017

（おかけ間違いにご注意ください。）

【FAX】 075-222-3347

【時間】 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始除く。） 午前10時～午後5時

ホームページも御覧ください

厚生労働省ホームページ
「なくそう！望まない受動喫煙」



京都市ホームページ
「受動喫煙を防止しましょう」

